(ﾛ) 割引適用区間

① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間（ただし、中型車、大型車及び特大車が東浦インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入、又は高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して東浦インターチェンジから鳴門インターチェンジまでのいずれかのインターチェンジから流出する通行の場合は、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間にのみ割引を適用する。）。

② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。

③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ﾊ) 割引率

料金の割引率は、50パーセントとする。

(ﾆ) 実施期間

平成21年３月23日から平成24年３月31日までとする。

(ﾎ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

ヨ 休日バス割引

(ｲ) 割引をする自動車

休日に本四道路全線の流入又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者の自動車（ただし、会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。）。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前０時から翌午前１時までの間に通行するもの。

(ﾛ) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

(ﾊ) 実施期間

平成21年７月４日から平成24年３月31日までとする。

タ 上限割引

(ｲ) 割引をする自動車

本四道路を通行する自動車のうち、軽自動車等及び普通車。

(ﾛ) 割引適用後の料金

１回の通行に係る割引適用後の通行料金が下表の額を超える場合は、本割引適用後の通行料金は下表の額とする。

軽自動車等	普通車
1,000円	2,000円

(ﾊ) 実施期間

会社が別に定める日から平成24年３月31日までとする。

レ 乗継割引

(ｲ) 割引をする自動車

本四道路と三会社が別に定める地方部上限割引を適用する高速道路（以下「地方部高速道路」という。）を次の①から⑥に定める場合（二以上の場合に該当し得るときを含む。）の通行をするＥＴＣ車のうち、普通車。

① 神戸淡路鳴門自動車道と山陽自動車道若しくは高松自動車道のいずれか又はその両方と連続して通行する場合。

② 瀬戸中央自動車道と山陽自動車道若しくは高松自動車道のいずれか又はその両方と連続して通行する場合。

③ 西瀬戸自動車道と山陽自動車道を、西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジ又は向島インターチェンジと山陽自動車道の福山西インターチェンジ又は尾道インターチェンジを経由し連続して通行する場合（ただし、⑥に定める通行を除く。）。

④ 西瀬戸自動車道と四国縦貫自動車道（以下「松山自動車道」という。）を、西瀬戸自動車道の今治インターチェンジ又は今治北インターチェンジと松山自動車道の松山インターチェンジを経由し連続して通行する場合（ただし、⑥に定める通行を除く。）。

⑤ 西瀬戸自動車道と一般国道196号今治小松道路（以下「今治小松道路」という。）を、西瀬戸自動車道の今治インターチェンジ又は今治北インターチェンジと今治小松道路の今治湯ノ浦インターチェンジを経由し連続して通行する場合（ただし、⑥に定める通行を除く。）。

⑥ 西瀬戸自動車道の向島インターチェンジから今治北インターチェンジまでの全区間を含む通行をし、③及び④又は⑤の通行をする場合。

(ﾛ) 割引適用後の料金

(ｲ)に定める通行において、本四道路を２回以上通行する場合についての本割引の適用回数は１回とし、本割引が適用される本四道路の通行料金と地方部高速道路の通行料金との合算額が2,500円を超える場合のみに適用し、本四道路の通行料金は、2,500円から地方部高速道路の通行料金の合算額を差し引いた額とする。

(ﾊ) 実施期間

会社が別に定める日から平成24年３月31日までとする。

ソ エコカー割引

(ｲ) 割引をする自動車

会社が別に定める自動車であり、会社が別に定めるところにより登録がなされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したＥＴＣ車のうち、普通車（別表１に掲げるニ及びホに該当する自動車とする。）。

(ﾛ) 割引適用後の料金

当該自動車が通行した区間における軽自動車等の料金の額を適用する。

(ﾊ) 実施期間

会社が別に定める日から平成24年３月31日までとする。

ツ 割引相互間の適用関係

(ｲ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引、エコカー割引又は上限割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引又はＥＴＣ前納割引を適用し、エコカー割引又は上限割引については本割引を適用した後の金額に対して障害者割引を適用する。

(ﾛ) エコカー割引、上限割引、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引、路線バス割引、休日バス割引、乗継割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。